

定 款

令和6年1月31日

一般社団法人 鳥取県木材協会

一般社団法人鳥取県木材協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人鳥取県木材協会と称する。

(事 務 所)

第2条 当法人は、主たる事務所を鳥取市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、木材の利用及び木材産業に関する知識及び技術の普及等を行うことにより、脱炭素社会構築に貢献する木材利用の推進や木材産業の健全な発展を図り、もって鳥取県の社会経済の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 木材利用に関する技術の発展とその普及のための事業
- (2) 木材産業の振興に資する事業
- (3) 木材利用及び木材産業に関する関係団体との意見調整とその提言
- (4) 木材・木材製品の品質と認証に関する事業
- (5) 木材の貿易振興に関する事業
- (6) 国・県の木材利用に関する補助事業及び委託事業
- (7) その他上記の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、鳥取県及び台湾で行う。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 当法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 木材産業・木材利用の振興や活動を行う個人、法人及び団体
- (2) 賛助会員 本会の設立趣旨に賛同する木材関係の個人、法人及び団体

2 前項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 正会員として当法人に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 正会員は、入会申込書の記載事項の変更があったときは、遅滞なく当法人に届けなければならない。

3 賛助会員は、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出する。

4 賛助会員は、記載事項の変更があったときは、遅滞なく当法人に届けなければならない。

5 会長は、賛助会員の入会があったときは、直近の理事会に報告するものとする。

(会 費)

第7条 会員は、総会で定める会費を指定する期日までに納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が定める退会届を会長に提出し、任意退会することができる。

2 既納入の会費の返還はしない。

(除 名)

第9条 当法人は、会員が次の各号に該当する場合には、理事会で審議し、総会の決議により除名することができる。その場合には、総会の決議の前に、弁明の機会を設けるものとする。

(1) 当法人の定款その他規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員の除名の場合において、既納入の会費は返還しない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 死亡又は会員である法人、団体が解散したとき。

(2) 会費を2年以上滞納したとき。

(3) その他の事由により総会の同意を得たとき。

2 会員の資格喪失の場合において、既納入の会費は返還しない。

第3章 総 会

(総会の開催)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成し、定時総会と臨時総会とする。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

3 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会の決議により必要と認めるとき。

(2) 正会員の5分の1以上の同意をもって、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して、総会の招集を請求したとき。

(招 集)

第12条 総会は、法令で別段の定めがある場合及び前条第4項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集は、開催日の7日前までに正会員に対し、総会の目的の事項、日時及び場所について通知しなければならない。

3 会長は、前条第4項第2号に掲げる場合は、請求があった日から30日以内に総会を招集するものとする。

(決議事項)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 定款変更

(2) 理事、監事の選任及び解任

(3) 会員の除名

(4) 貸借対照表、正味財産増減計算書の承認

(5) 会費及びその徴収方法の決定

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして、法令及びこの定款で定められた事項

(議 長)

第14条 総会の議長は、総会において出席している正会員の中から選出する。

(決 議)

第15条 総会は、正会員の過半数の出席で成立する。また、総会の決議は出席した正会員の過半数で決する。

2 前項にかかわらず、次の決議事項については、正会員の3分の2の議決を必要とする。

- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の解任
 - (3) 定款変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) その他法令及びこの定款で定められた事項
- (議 決 権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

2 総会に出席できない正会員は、代理人をもって議決権を行使することができる。この場合は、当該総会に限り有効とする。

(総会の決議の省略)

第17条 総会の決議の目的である事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとする。

(報告の省略)

第18条 会長が正会員全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その報告を総会の報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議 事 録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役 員 等

(役 員)

第20条 当法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上13名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長を法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、学識経験者及び正会員の中から総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議により理事の中から選任する。

3 理事のうち同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別な関係に有る者をいう。）又は他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法人法及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、当法人を代表しその業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法人法で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事、使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務、財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 役員は、任期満了又は辞任により退任した場合において、第20条第1項の定数に足りなくなったときは、後任者が就任するまで、引き続き役員としての権利義務を有する。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の理事の任期の残存期間と同一とする。また、補欠の監事の場合も同様とする。

(報酬等)

第25条 会長の報酬は、総会で決定する。

2 会長を除く理事及び監事の報酬は、支給しないものとする。

(技術顧問)

第26条 当法人には、技術顧問を置くことができる。

2 技術顧問は、乾燥技術等の木材生産の向上のための助言及び意見を述べることができる。

3 技術顧問は、理事会の決議により、会長が任命する。

4 技術顧問の報酬は、理事会で決定する。

(顧問及び相談役)

第27条 当法人には、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、当法人の運営上の重要事項について、意見を述べることができる。

3 顧問及び相談役は、理事会の決議により、会長が任命する。

4 顧問及び相談役の報酬は、理事会で決定する。

(部会長)

第28条 当法人には、木材市場、製材、合板・単板、家具、流通、輸出の各分野での提言・意見取りまとめを行う部会長を置くことができる。

2 部会長は、理事の中から会長が指名する。

3 当法人は、部会開催に必要な費用を支弁することができる。

第5章 理 事 会

(理事会の構成)

第29条 当法人には、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選任及び解任
- (4) その他法人法及びこの定款で定める事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求あったとき。

(3) 法人法の規定により、理事又は監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事会の招集は、開催日の7日前までに書面をもって、日時、場所及び会議の目的である事項につき通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第34条 理事会は、特別の利害を有する理事を除く理事の過半数の出席により成立する。

2 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の会議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第22条第4項の規定による報告は適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 事務局

(事務局)

第38条 当法人には、事務局を置き、業務処理するために必要な職員を置く。

2 職員の任免は、会長が行う。

3 事務局に関する必要事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(資産)

第40条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成し、会長が管理する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(経費の支弁)

第41条 当法人の経費は、当法人の資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第42条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに事業計画及び収支予算書の案を作成し、理事会の決議を経て定時総会に報告する。これを変更するときも同様とする。

(事業報告及び決算)

第43条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時総会に提出する。第1号及び第2号はその内容の報告、第3号から第5号は承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属資料
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書

2 第1項の書類及び監査報告については、主たる事務所に5年間備えるとともに、定款、会員名簿も同様とするものとする。

3 貸借対照表は、定時総会終結後遅滞なく、公告するものとする。

第8章 解 散 等

(解 散)

第44条 当法人は、総会の決議及び法人法で定められた事由により解散する。

(残余財産処分等)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第46条 当法人は、法人法の規定により、剰余金の分配はできない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 当法人の公告は、主たる事務所の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 委 任

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和6年3月31日とする。

(設立時社員)

第50条 当法人の設立時社員の住所及び氏名は次のとおりである。

鳥取市浜坂東一丁目19番12号

前田 八壽彦

鳥取市国府町神垣83番地

霜村 芳照

鳥取県倉吉市岡64番3地

門脇 義樹

(設立時代表理事)

第51条 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(定款に定めのない事項)

第52条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他法令の定めるところによる。